



自動車保険 パーフェクトガイド 【2026年1月以降始期用】 相手への賠償編

あいおいニッセイ同和損害保険

当社ならではの事故対応サービス『I'm ZIDAN』

夜間・休日の事故は全体の60%以上、当社では夜間・休日も社員が事故対応、24時間365日、平日と変わらずお客さまによりそった事故対応サービスを実現

対応内容	事故の受付	ロードサービスの手配	病院への連絡	代車の手配 ^(注2)	修理工場との打合わせ	保険金支払い可否の判断	示談交渉 ^(注3)
I'm ZIDAN	○	○	○	○	○	○	○
I'm ZIDAN 開始前の事故対応サービス	○	○	○	○	×	×	×

例えば、このようなときも安心

金曜日の夜



帰宅途中、車同士の事故



病院対応・代車手配^(注2)等当日中に対応

土曜日の朝



自分の車を修理



休日も修理工場と打合わせが可能

日曜日の昼



相手の方からの連絡



相手の方からの休日の問合わせにも対応

I'm ZIDAN

へのお客さまの声



連休前に事故を起こしてしまいました。連休中、相手の方から責任割合のことで何度も電話があり困っていましたが、あいおいニッセイ同和損保へ相談したところ、休日にもかかわらず社員の方が相手の方へ連絡し、責任割合についてしっかり説明してくれました！相手の方も納得してくれたので、とても安心しました。

お客さま満足度

事故対応全般に対して**96.7%**のお客さまにご満足をいただいています！



※当社保険金お支払いに伴うアンケート(2024年度)より。

RES
S
S
NO
N

相手への賠償

契約車両の自動車事故により他人を死傷させ、法律上の損害賠償責任を負担する場合、自賠責保険等で支払われるべき額を超える部分に対して、保険金額『無制限』でお支払い



保険金例

治療費

相手の医療費や薬剤費など

休業損害

相手が事故のため働けなくなった期間の収入喪失など

逸失利益

後遺障害・死亡の場合、将来得る筈だった収入減少分など

慰謝料

精神的苦痛に対して支払われるもの

Point

- 被保険者本人・配偶者・同居をしている子供や父母・被保険者の業務に従事中の使用人が事故相手となるケースは支払対象外
- 自賠責保険の支払限度額である死亡3,000万円、後遺障害4,000万円、傷害120万円を超過した部分を対人賠償保険でお支払い

契約車両の自動車事故により他人を死亡させ、法律上の損害賠償責任を負担する場合、
弔問・葬儀参列の際の弔慰金等の臨時費用の支出に備えて、保険金をお支払い



<お支払いする保険金>

弔問のための交通費・宿泊費、葬儀参列でかかる祭壇代やお布施など
「臨時・付随的な費用」として、被害者1名につき **20万円** をお支払い

Point

- 相手方がケガによる入院や通院のみの場合は支払対象外

契約車両の自動車事故により歩行中や自転車乗車中の方を死亡させたか、ケガにより入院させた場合、対人賠償保険で補償されない相手方の過失部分を含んだ損害額をお支払い

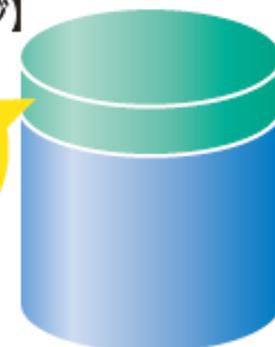


責任割合 お客さま80:相手の方20

※責任割合は一例です。

【補償イメージ】

相手の方の過失分も含めてお支払い



相手の方の損害の額

相手の方の責任割合20%

対歩行者等傷害特約でお支払い
→ 対人賠償保険だけだった場合は、相手の方の自己負担

お客さまの責任割合80%

対人賠償保険等でお支払い

Point

- 相手方が通院のみによって治療された場合は支払対象外
- 相手方が歩行中や自転車乗車中のときには、責任割合に対する理解が得られず、解決まで時間がかかるケースが多いが、この特約があれば安心
- 相手方には『原動機付自転車』は除く

契約車両の自動車事故により他人の財物を損壊させたり、電車等を運行不能にさせたことについて法律上の損害賠償責任を負担する場合、保険金額『無制限』でお支払い



保険金例

修理代金

他人の車両、家屋、塀、電柱、ガードレール、線路施設など

代車代金

修理期間中のレンタカー代金

営業損害

営業車や店舗など修理期間中に営業ができなかった補償

Point

- 被保険者本人・配偶者・同居をしている子供や父母が事故相手となるケースは支払対象外
- 修理費が時価額を超えた場合、時価額を上限とするため、超過分を全額補償しないが、後述の“対物超過修理費用補償特約”にてカバー可能

契約車両の対物事故による相手自動車の実際の修理費が、相手自動車の時価を上回った場合、対物賠償保険では支払われない修理費と時価額の差額に責任割合を乗じた額をお支払い



相手方の自動車を破損してしまった時、その自動車の時価額(事故直前の市場価値)が対物賠償保険の支払上限、時価額を超える修理費が必要なケースも相手の車が「修理希望」で、なおかつ修理費がその車の時価を超える状況の時、「1事故・相手車1台あたり **50万円**」を上限として修理費用をお支払い

Point

- 相手方の車両が修理希望でない、あるいは修理しない状況では本特約は支払対象外

不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約

自動セット

不正アクセス(ハッキング等)やご契約のお車の欠陥等を原因とする、被保険者に法律上の損害賠償責任がない事故が発生した場合、被害者を救済するための費用をお支払い



自動車の設計や機械・ソフトウェアの欠陥・不正アクセス(ハッキング等)を受けた・本来の仕様と異なる挙動が出た等が事故の原因で、その原因がリコールや警察の捜査など客観的に確認できる場合にこの特約が適用
対人賠償保険・対物賠償保険と同額をお支払い

Point

- 自動運転システムやコネクテッドカーなどの普及を背景に、車両の機械・ソフト・システムが事故原因として増加することを見据え、未来予測に対応した補償

心神喪失等による事故の被害者救済費用特約

自動セット

契約車両を運転中の事故について運転者が責任無能力者のため法律上の損害賠償責任がない場合、被害者を救済するための費用をお支払い



運転者が心神喪失等で、法律上責任を負わない／責任能力がないと認められる(過失があっても法律上の責任が発生しない)場合に適用
対人賠償保険・対物賠償保険 と同額をお支払い

Point

- 運転者自身が責任を問われないときでも、社会的な被害や補償義務が放置されることを防ぐことで、被害者の救済を確実に履行する役割

LESSON

ご清聴ありがとうございました。

Thank You For Your Attention

ミニテストはコチラから